

## 燃ゆる感動かごしま国体鹿児島市案内所設置運営要項

### 1 趣旨

この要項は、「第75回国民体育大会鹿児島市観光・接伴基本計画」に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内及び連絡業務等を行うための案内所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

### 2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

### 3 設置場所

#### (1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、主要駅等に設置する。

#### (2) 受付案内所

競技団体等との協議の上、各競技会場に設置する。

### 4 設置期間

#### (1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

#### (2) 受付案内所

各競技会の開催期間中とする。

### 5 開設時間

#### (1) 総合案内所

午前8時30分から午後5時までとする。

#### (2) 受付案内所

開会行事又は競技開始1時間前から閉会行事又は競技終了後30分までとする。

(3) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、上記(1)及び(2)について、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて変更することができる。

### 6 業務内容

#### (1) 総合案内所

ア 配布物の管理に関すること。

イ 交通案内に関すること。

- ウ 競技案内に関すること。
- エ 観光案内に関すること。
- オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付及び案内に関すること。
- イ 競技案内に関すること。
- ウ 交通、宿舎及び観光の案内に関すること。
- エ 遺失物及び拾得物の受付に関すること。
- オ 迷子等の対応に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。